

2023年9月吉日

メンバー 各位

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼

拝啓 皆様におかれましてはますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2023年10月1日から、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

これに伴い、ジュネスグローバルの適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、以上の制度改正を踏まえ、メンバーの皆様には、大変お手数をお掛けいたしますが、下記についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. ジュネスグローバル登録番号：T2040001064617

2. 現在、課税事業者であるメンバーの皆様

適格請求書発行事業者の登録をお願い申し上げます。また 2023年9月22日までに、弊社に当該登録番号等の情報をご教示いただくようお願い申し上げます。

3. 現在、免税事業者であるメンバーの皆様

誠に恐縮ではありますが、この機会に課税事業者になることへのご検討をお願い申し上げます。課税事業者となっただき、かつ適格請求書発行事業者の登録をしていただいた場合には、弊社から引き続き従前と同じ金額のコミッションをお支払いすることが可能となります。

他方、この機会に課税事業者になることをご選択いただけない場合には、従前お支払いしていたコミッションの金額について、2023年10月1日から、概ね従前の110分の108程度の金額へ引き下げをお願いさせていただきます。なお、この引き下げ幅は経過措置を考慮したものであり、経過措置の終了後は更に引き下げをお願いする可能性がございます。このようなお願いをすることは誠に心苦しく思っておりますが、インボイス制度導入に伴い弊社が損害を被ることを避けるためのやむを得ない措置でありますので、何卒ご賢察いただき、ご理解の程お願い申し上げます。

以上につきましてご不明な点などございましたら、弊社カスタマーサービスまでお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

以上

適格請求書発行事業者登録番号通知書



郵送、FAX または E メールにて「適格請求書発行事業者の登録通知書」と一緒に提出してください。

【郵 送 先】 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-9-7 フロンティア新宿タワー4F
ジュネスグローバル合同会社 宛
【FAX 送付先】 03-5843-5799
【メール送信先】 japanotg@jeunessehq.com

適格請求書発行事業者登録番号

※T から始まる登録番号を記入してください。

ユーザーネーム			
フリガナ		電話番号	
氏名			

注意事項

1. 本書に必要事項をご記入の上、適格請求書発行事業者の登録通知書と合わせてご提出ください。提出いただくことにより、ご自身がインボイス制度において適格請求書発行事業者であることをジュネスグローバルに通知することができます。
2. 本書に記載いただいた内容に相違がないことをよくご確認ください。ジュネスグローバルへの登録名義と本書の記載内容が一致しない場合は受理いたしかねます。
3. 適格請求書発行事業者の登録取り消し、または番号を変更する必要がある場合は、カスタマーサービスまでご連絡ください。

私は、上記内容を確認し、ジュネスグローバル合同会社へ適格請求書発行事業者登録番号を通知します。

署名

日付

[本書は切り取らないで下さい]

会社使用欄